



解説

リースに関するFASBの公開草案

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ 川西 安喜



はじめに

2010年8月17日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、会計基準更新書（ASU）案（公開草案）「リース（Topic840）」（以下「本公開草案」という。）を公表し、同日、国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案ED/2010/9「リース」を公表した。これらの公開草案は、FASBとIASB（以下「両ボード」という。）の共同プロジェクトであるリース・プロジェクトの成果である。コメント期限は、2010年12月15日である。

本稿では、本公開草案について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASB及び

IASBの公式見解は、それぞれのボードの厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

目的

本公開草案は、リースから生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して、関連性があり、かつ、表見的に忠実な情報を財務諸表の利用者に報告するために、借手及び貸手が適用しなければならない原則を定めている。

ここで、リースとは、対価と引き換えに、一定の期間にわたり、特定の資産（原資産）を使用する権利が与えられる契約をいう。

範囲

企業は、以下を除くすべてのリース（転リースにおける使用権資産のリースを含む。）に、本公開草案を適用しなければならない。

- (a) 無形資産のリース
- (b) 鉱物、石油、天然ガス、及びこれらに類似する非再生型資源を探查又は使用するためのリース
- (c) 生物資産のリース

また、企業は、サービス要素とリース要素を含む契約について、サービス要素が明確に区別でき、顧客との契約から生じる収益に関する公開草案を適用することができる場合、当該公開草案を適用しなければならない。それ以外の場合には、本公開草案を適用しなければならない。

企業は、原資産の購入又は売却を表す以下のような契約に、本公開草案を適用してはならない。

- (a) 企業がその他の企業に、原資産に対する支配と、原資産に関連するリスクと便益のすべて（又はごくわずかな金額を除くすべて）の移転をもたらす契約。
- (b) リースに定められた購入オプションを借手が権利行使した後のリース。当該オプションが権利行使されると、契約はリースでなくなり、借手による購入（貸手による売却）となる。

借手の会計処理

【認識】

借手は、リース開始日に、財政状態計算書において、使用権資産とリース料支払負債を認識しなければならない

ない。ここで、リース開始日とは、貸手が、原資産を借手が利用できるようにした日をいう。

借手は以下の項目について、その他の会計基準が資産の取得原価に含めることを要求又は容認しない限り、当期純利益に含めて認識しなければならない。

- (a) リース料支払負債に関する利息費用
- (b) 使用権資産の償却費
- (c) 当期以前の期間に関連する変動リース料の予想金額、又は期間オプションのペナルティ及び残価保証による予想支払額を再評価した結果、リース料支払負債が変動する場合の当該変動
- (d) 使用権資産に減損損失が発生している場合の当該減損損失

【測定】

○ 当初測定

借手は、リース契約日において、リース料支払負債及び使用権資産について、以下のように当初測定しなければならない。ここで、リース契約日とは、リース契約の締結日と、リースの当事者がリースについて約束をした日のいずれか早い日をいう。

- (a) リース料支払負債は、借手の追加借入レート又は、容易に決定できる場合には、貸手が借手に課すレートによって割り引いたリース料の現在価値によって測定しなければならない。
- (b) 使用権資産は、リース料支払負債の金額に、借手において発生した当初直接コストがある場合には、当該コストを加えた金額により測定しなければならない。ここで、当初直接コストとは、リースの交

渉及び手配に直接関連する回収可能なコストのうち、リース取引が行っていないければ発生しなかったであろうものをいう。

[リース料の現在価値]

リース期間とは、発生する確率が発生しない確率よりも高いと考えられる期間のうち、最も長いものをいう。リースを延長又は解約するオプションがある場合には、当該オプションの影響を考慮しなければならない。

借手は、リース期間におけるリース料の現在価値について、すべての関連性ある情報を用いて、予想される結果に基づき算定しなければならない。ここで、予想される結果とは、適切な結果の組合せに関する確率により加重平均されたキャッシュ・フローの現在価値をいう。

リース料の現在価値の算定に当たり、借手は以下を含めなければならない。

- (a) 支払うことになる変動リース料の見積り。変動リース料がレート又はインデックスに依存する場合、借手は容易に入手可能な先物レート又はインデックスを用いて予想リース料を算定しなければならない。先物レート又はインデックスが容易に入手可能ではない場合、借手は現在のレート又はインデックスを用いなければならない。
- (b) 残価保証により貸手に支払うことになる金額の見積り。関連当事者ではない第三者により提供される残価保証は、リース料に含めない。
- (c) 期間オプションのペナルティによる貸手へ予想支払額の見積り。リースに含まれる購入オプション

の行使価格は、リース料ではなく、購入オプションは、リース料の現在価値の算定に含めない。

○ 事後測定

借手は、リース開始日後は、以下のように事後測定しなければならない。

- (a) リース料支払負債は、後述の規定に従い、必要に応じて再評価を行った上で、利子法を用いて償却原価により測定しなければならない。ここで、利子法とは、每期首の債券の額面に未償却のプレミアム（又はディカウント）及びコストを足した（又は引いた）金額に対する実効レートが平準化されるように、期間利息費用（償却費を含む。）を算定する方法をいう。
- (b) 使用権資産は、後述の規定に従い、必要に応じて減損損失を認識した上で、償却原価により測定しなければならない。

[リース料支払負債の再評価]

リース開始日後、事実又は状況が、前期以来、負債に重大な変動があることを示している場合、借手は各リースにより生じるリース料支払負債の帳簿金額を再評価しなければならない。

まず、借手は、リース期間を再評価し、その結果、リース料支払負債が変動する場合、これを反映するよう使用権資産を調整しなければならない。

次に、借手は、変動リース料の予想金額並びに期間オプションのペナルティ及び残価保証による予想支払額を再評価し、リース料支払負債の変動のうち、当期以前に関連するものについては、当期純利益に含め

て認識し、将来の期間に関連するものについては、使用権資産を調整することにより認識しなければならない。例えば、リース料が借手の売上高に依存する場合、当期以前の売上高に関連する変動は当期純利益に含めて認識し、将来の売上高の予想の変動は使用権資産の調整として認識する。

なお、借手は、変動リース料が参照レートに基づいている場合に、当該参照レートの変動を反映させる場合を除き、リース料の割引レートを変更してはならない。変動リース料が参照レートに基づいている場合、借手は、割引レートの変動によるリース料支払負債の変動をすべて、当期純利益に含めて認識しなければならない。

【使用権資産の償却】

借手は、リース開始日からリース期間の終了日までの期間（原資産の耐用年数がこれより短い場合には、当該耐用年数）にわたり、使用権資産を定期的に償却しなければならない。借手は、無形資産に関する会計基準に従い、償却方法を選択し、償却期間及び償却方法の見直しを行わなければならない。

【使用権資産の減損】

借手は、各報告日において、無形資産に関する会計基準を用いて、使用権資産が減損しているかどうかを判定し、減損損失が発生している場合には、当該減損損失を当期純利益に含めて認識しなければならない。

【表 示】

借手は、リース料支払負債及び使用権資産について、以下のように財政状態計算書において表示しなければ

ならない。

- (a) リース料支払負債は、その他の金融負債と区分して表示しなければならない。
- (b) 使用権資産は、有形固定資産の一部として表示するものの、企業がリースしていない資産と区分して表示しなければならない。

また、借手は、使用権資産の償却費とリース料支払負債に関する利息費用について、損益計算書又は注記において、その他の償却費や利息費用と区分して表示しなければならない。

さらに、借手は、現金によるリース料の支払いをキャッシュ・フロー計算書上、財務活動に区分し、その他の財務活動によるキャッシュ・フローと区分して表示しなければならない。

貸手の会計処理

【履行義務アプローチと認識中止アプローチの適用】

貸手は、リース契約日に、以下のいずれかにおいて、原資産に関連する重大なリスク又は便益に対するエクスポージャーを貸手が留保しているかどうかに基づき、リースを履行義務アプローチによって会計処理するのか、認識中止アプローチによって会計処理するのかを評価しなければならない。

- (a) 予想リース期間中
 - (b) 予想リース期間満了後（資産を再リースするか売却することにより、重大なリターンを生む期待又は能力を有する場合）
- ここで、貸手が原資産に関連する

重大なリスク又は便益に対するエクスポージャーを留保する場合、貸手は、リースに履行義務アプローチを適用し、これを留保しない場合、貸手は、認識中止アプローチを適用しなければならない。貸手は、リース契約日後に、会計処理のアプローチを変更してはならない。

【認識：履行義務アプローチ】

貸手は、リース開始日において、財政状態計算書においてリース料受取権とリース負債を認識しなければならない。原資産の認識を中止してはならない。

貸手は、以下の項目を当期純利益に含めて認識しなければならない。

- (a) リース料受取権に関する利息収益
- (b) リース負債の充足に伴うリース収益
- (c) 負債を充足したときに、変動リース料の予想金額並びに期間オプションのペナルティ及び残価保証による予想支払額を再評価した結果、リース負債が変動する場合の当該変動

- (d) リース料受取権に減損損失が発生している場合の当該減損損失

なお、貸手の継続的な、主要な又は中心的な活動の一環としてリース収益が生じる場合、貸手は、これを収益（売上高）に分類しなければならない。

【測定：履行義務アプローチ】

○ 当初測定

貸手は、リース契約日において、リース料受取権及びリース負債について、以下のように当初測定しなければならない。

- (a) リース料受取権は、貸手が借手に課すレートを用いて割り引いた

リース料の現在価値の合計に、貸手において発生した当初直接コストがある場合には、当該コストを加えた金額により測定しなければならない。

- (b) リース負債は、リース料受取権の金額により測定しなければならない。

【リース料の現在価値】

貸手は、リース料の現在価値について、借手の場合と同様に算定しなければならない。

○ 事後測定

貸手は、リース開始日後、リース料受取権及びリース負債について、以下のように事後測定しなければならない。

- (a) リース料受取権は、後述の規定に従い、必要に応じて再評価及び減損損失の認識を行った上で、利息法を用いて償却原価により測定しなければならない。

- (b) 残存するリース負債は、借手による原資産の使用のパターンに基づき算定しなければならない。これを規則的かつ合理的な方法により算定することができない場合、貸手は定額法を用いなければならない。

【リース料受取権の再評価】

リース開始日後、事実又は状況が、前期以来、リース料受取権に重大な変動があることを示している場合、貸手は各リースにより生じるリース料受取権の帳簿価額を再評価しなければならない。

まず、貸手は、リース期間を再評価し、その結果、リース料受取権が変動する場合、当該変動を反映するようリース負債を調整しなければなら

ない。

次に、貸手は、変動リース料の予想金額並びに貸手が信頼性をもって測定できる残価保証による予想受取額、及び期間オプションのペナルティーによる予想受取額を再評価し、リース料受取権の変動のうち、貸手が関連するリース負債を充足している部分については、当期純利益に含めて認識し、関連するリース負債を充足していない部分については、リース負債を調整しなければならない。ただし、負債がゼロを下回る場合には、当該変動を当期純利益に含めて認識しなければならない。

なお、貸手は、リース料を割り引く割引レートについて、借手の場合と同様に扱わなければならない。

【リース料受取権の減損】

貸手は、各報告日において、債権に関する会計基準を適用し、リース料受取権が減損しているかどうかを判定し、減損損失が発生している場合には、当該減損損失を当期純利益に含めて認識しなければならない。

【表示：履行義務アプローチ】

貸手は、以下の項目を財政状態計算書においてまとめて表示しなければならない。

- (a) 原資産
- (b) リース料受取権
- (c) リース負債
- (d) 正味リース資産又は正味リース負債として、上記(a)から(c)の合計
 転リースにおける中間にいる貸手は、主たるリースの下でのリース料支払負債を財政状態計算書において区分して表示し、以下の項目をまとめて財政状態計算書において表示しなければならない。

- (a) (転リースにおける原資産である) 使用権資産

- (b) 転リースにおけるリース料受取権

- (c) リース負債

- (d) 正味リース資産又は正味リース負債として、上記(a)から(c)の合計
 貸手は、包括利益計算書において、リース料受取権に関する利息収益、リース負債の充足により生じるリース収益、及び原資産の減価償却費を区分した上で、これらを合計して、正味リース収益又は正味リース費用として表示しなければならない。

また、貸手は、現金によるリース料の受取りを、キャッシュ・フロー計算書上、営業活動に区分し、貸手が直接法を適用している場合には、これらの現金の受取りをその他の営業活動によるキャッシュ・フローと区分して表示し、間接法を適用している場合には、リース料受取権の変動を、その他の営業債権の変動と区分して表示しなければならない。

【認識：認識中止アプローチ】

貸手は、リース開始日において、以下を行わなければならない。

- (a) 財政状態計算書においてリース料受取権を認識しなければならない。

- (b) 原資産の帳簿価額のうち、リース期間中に借手が原資産を使用する権利を表す部分について、財政状態計算書における認識を中止しなければならない。

- (c) 原資産の帳簿価額のうち、貸手が留保している権利を表す残存部分について、残存資産に組み替えなければならない。

また、貸手は、以下の項目を当期純利益に含めて認識しなければならない。

ない。

- (a) リース料の現在価値を表すリース収益、及びリース開始日において認識が中止された原資産の一部の原価を表すリース費用
- (b) リース料受取権に関する利息収益
- (c) リース期間の再評価によるリース収益及びリース費用
- (d) 変動リース料の予想金額並びに期間オプションのペナルティ及び残価保証による予想受取額を再評価した結果、リース料受取権が変動する場合の当該変動
- (e) リース料受取権又は残存資産に減損損失が発生している場合の当該減損損失

リース収益及びリース費用が、貸手の継続的な、主要な又は中心的な活動の一環として生じる場合、貸手は、リース収益を収益（売上高）、リース費用を売上原価に区分しなければならない。

【測定：認識中止アプローチ】

○ 当初測定

$$\text{貸手により認識が中止される金額} = \text{原資産の帳簿価額} \times \frac{\text{リース料受取権の公正価値}}{\text{原資産の公正価値}}$$

【リース料の現在価値】

貸手は、リース料の現在価値について、借手の場合と同様に算定しなければならない。

○ 事後測定

貸手は、リース開始日後、リース料受取権及び残存資産について、以下のように事後測定しなければならない。

- (a) リース料受取権は、後述の規定に従い、必要に応じて再評価及び減損損失の認識を行った上で、利息法を用いて償却原価により測定

貸手は、リース契約日において、リース料受取権及び残存資産について、以下のように当初測定しなければならない。

- (a) リース料受取権は、貸手が借手に課すレートにより割り引いたリース料の現在価値の合計に、貸手において発生した当初直接コストがある場合には、当該コストを加えた金額により測定しなければならない。
- (b) 残存資産は、原資産の帳簿価額の配分額により測定しなければならない。

貸手は、リース契約日の原資産の帳簿価額について、移転された権利の公正価値と貸手により留保された権利の公正価値の比で配分することにより、認識を中止する金額と残存資産の当初帳簿価額を算定しなければならない。すなわち、以下の式が成立する（金額はすべてリース契約日におけるものである）。

しなければならない。

- (b) 残存資産は、後述の規定に従い、必要に応じて再評価及び減損損失の認識を行う場合を除き、再測定してはならない。

【リース料受取権の再評価】

リース開始日後、事実又は状況が、前期以来、リース料受取権に重大な変動があることを示している場合、貸手は、各リースにより生じるリース料受取権の帳簿価額を再評価しなければならない。

まず、貸手は、リース期間を再評

価し、その結果、残存資産が変動する場合には、当該変動を、認識を中止した資産と残存資産とに配分し、その結果として残存資産の帳簿価額を調整しなければならない。

次に、貸手は、変動リース料の予想金額並びに貸手が信頼性をもって測定することができる残価保証による予想受取額、及び期間オプションのペナルティによる予想受取額を再評価しなければならない。貸手は、これらの結果生じたリース料受取権の変動を純利益に含めて認識しなければならない。

なお、貸手は、リース料を割り引く割引レートについて、借手の場合と同様に扱わなければならない。

【リース料受取権の減損】

貸手は、各報告日において、債権に関する会計基準を適用し、リース料受取権が減損しているかどうかを判定し、減損損失が発生している場合には、当該減損損失を当期純利益に含めて認識しなければならない。

また、貸手は、各報告日において、有形固定資産に関する会計基準を適用し、残存資産が減損しているかどうかを判定し、減損損失が発生している場合には、当該減損損失を当期純利益に含めて認識しなければならない。

【表示：認識中止アプローチ】

貸手は、リース料受取権及び残存資産について、財政状態計算書において以下のように表示しなければならない。

- (a) リース料受取権は、その他の金融資産とは区分し、転リースにより生じるものは区別する。
- (b) 残存資産は、有形固定資産に含

めた上で区分し、転リースにより生じるものは区別する。

また、貸手は、貸手のビジネス・モデルを反映するように、収益及び費用を区分して表示するか、単一の正味の金額で表示しなければならない。以下はその例である。

- (a) 貸手のビジネス・モデルが、貸し出していなければ売却していたであろう財から価値を実現するための代替的な手段としてリースを使用する場合、貸手は収益及び費用を区分して表示しなければならない。製造業者やディーラーの多くは、資産のリースを資産の売却と同等に考えている。このような貸手は、売却とリースによる収益と費用が統合的に表示されるように、リースについて収益（売上）と売上原価を表示することになる。
- (b) 貸手のビジネス・モデルが、資金を融通する目的でリースを使用する場合、貸手はリース収益とリース費用の正味の金額を単一の行項目として表示することになる。

貸手は、リース料受取権に関する利息収益について、その他の利息収益と区分して、当期純利益に含めて表示しなければならない。

また、貸手は、現金によるリース料の受取りを、キャッシュ・フロー計算書上、営業活動に区分し、直接法を適用している場合には、これらの現金の受取りを、その他の営業活動によるキャッシュ・フローと区分して表示し、間接法を適用している場合には、リース料受取権の変動を、その他の営業債権の変動と区分して表示しなければならない。

短期リース：借手と貸手

短期リースとは、リース開始日において、更新又は延長するオプションを含め、考えられる最長のリース期間が12か月以内のリースをいう。

短期リースを有する借手は、リース契約日において、当初及び事後の測定において、以下のようにリース料支払負債及び使用権資産を測定することができる。

- (a) リース料支払負債は、割引前のリース料の金額により測定する。
- (b) 使用権資産は、割引前のリース料の金額に、当初直接コストを加えた金額により測定する。

この選択を行った借手は、リース料を、リース期間にわたり当期純利益に含めて認識しなければならない。

リース契約日において、短期リースを有する貸手は、短期リースにより生じる資産及び負債を財政状態計算書に認識せず、原資産のいかなる部分についても認識を中止しないことを、契約ごとに選択することができる。この選択を行った貸手は、原資産について、引き続きその他の会計基準に従い認識し、リース料をリース期間にわたり当期純利益に含めて認識しなければならない。

セール・アンド・リースバック取引

譲渡者が他者に資産を譲渡し、当該他者から当該資産をリースし直す場合で、譲渡契約とリース契約が以下のいずれかの要件を満たす場合には、譲渡者及び譲受者はともに、譲

渡契約とリース契約について、後述する方法により会計処理を行わなければならない。

- (a) 契約が同時又はほぼ同時に締結された

- (b) 単一の商業的目的をもってまとめて交渉された

- (c) 同時又は連続的に履行された譲渡者は、以下のように会計処理しなければならない。

- (a) 譲渡が売却の条件を満たす場合、譲渡者は、該当する会計基準に従い売却の会計処理を行い、リース料支払負債については、前述の借手の会計処理に従い会計処理を行わなければならない。

- (b) 譲渡が売却の条件を満たさない場合、譲渡者は、契約を資金調達取引として会計処理しなければならない。譲渡者は譲渡した資産の認識を中止してはならず、受け取った金額はすべて金融負債として認識しなければならない。

譲受者は、以下のように会計処理しなければならない。

- (a) 譲受が購入の条件を満たす場合、譲受者は該当する会計基準に従い購入の会計処理を行い、資産のリースについては、前述の履行義務アプローチにより会計処理しなければならない。

- (b) 譲受が購入の条件を満たさない場合、譲受者は資産を認識してはならない。譲受者は支払った金額について、該当する会計基準に従い、債権として認識しなければならない。

購入若しくは売却の対価、又はリースバックに定められたリース料の対価が公正価値ではない場合、譲渡者

使いやすさで評判

連結会計
パッケージソフト

IFRS

始動

連結大王
SUMMIT/D3

for Disclosure

制度改正に対応

IFRSコンバージェンス

IFRSアドプション

J-SOX法

新会社法

四半期開示制度

for Management

連結経営管理への挑戦

経営指標分析

連結予算作成

管理レポート作成

■ 大王シリーズ ■

連結大王SUMMIT/D3 時価大王

退職給付大王

税効果大王

新会計制度の対応のことなら当社にご相談下さい

株式会社 **ビジネス** トラスト
http://www.b-trust.co.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-22

赤坂ツインタワー本館11階

〔東京〕TEL : 03(5575)6100

〔大阪〕TEL : 06(6910)1401

は、使用权資産の測定値について、資産のリース料に直近の市場レートを反映するために調整し、リースに定められた条件に基づくリース料の現在価値と直近の市場レートに基づくリース料の現在価値との間に差がある場合、当該差異について原資産の処分損益を調整しなければならない。また、譲受者は、リース料に直近の市場レートを反映するように、履行義務アプローチの下で認識する、原資産とリース負債の帳簿価額を調整しなければならない。

開示

企業は、以下のような定性的及び定量的財務情報を開示しなければならない。

- (a) リースから生じ、財務諸表において認識される金額を特定し、説明する情報
- (b) リースがどのように企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性に影響を与え得るかを説明する情報

【財務諸表の金額を特定し説明する情報】

企業は、以下を開示しなければならない。

- (a) 以下を含む、リース契約の性質：
 - (i) リース契約の一般的な説明
 - (ii) 変動リース料が算定される基礎及び条件
 - (iii) 更新及び解約に関するものを含む、オプションの存在及びその条件。借手は、使用权資産の一部として認識されたオプションとそうではないオプションに関する叙述的な開示を行わな

なければならない。

- (iv) 借手に原資産を購入するオプションがある場合、その存在及びその主要な条件
 - (v) 償却方法に関連する仮定及び判断、並びに当該仮定及び判断の変更に関する情報
 - (vi) 残価保証の存在及びその条件
 - (vii) 期間中に発生し、使用权資産又はリース料受取権の測定に含めた当期直接コスト
 - (viii) 配当、追加借入、追加のリース契約に関連するもの等、リース契約により課せられている制約
- また、企業は、上記の開示に含まれる重大な転リースの性質及び金額を特定しなければならない。

短期リースに関する例外を採用する企業は、その旨を開示し、借手は、当該短期リースについて、財務諸表に認識されている金額を開示しなければならない。

セール・アンド・リースバック取引を行った借手は、その旨開示し、その取引条件を開示し、当該取引より生じる損益を、その他の資産の処分より生じる損益と区分して特定しなければならない。

借手は、使用权資産及びリース料支払負債について、原資産の種類ごとに、期首残高から期末の残高への当該調整表を開示しなければならない。調整表では、期間中の現金によるリース料支払額を区分して表示しなければならない。

貸手は、履行義務アプローチ又は認識中止アプローチのいずれを適用するかを決定するに当たり使用した、原資産に関連するリスクと便益に対するエクスポージャーに関する情報

を開示しなければならない。

また、貸手は、履行義務アプローチを適用したリースから生じた減損損失と、認識中止アプローチを適用したリースから生じた減損損失とを区分して開示しなければならない。

さらに、貸手は、以下の項目について、期首残高から期末残高への調整表を開示しなければならない。

- (a) リース料受取権
- (b) 履行義務アプローチを適用しているリースから生じたリース負債
- (c) 認識中止アプローチを適用しているリースから生じた残存資産

貸手は、認識中止アプローチを適用するリースから生じる残存資産について、その種類ごとに、その性質及び金額に関する情報を開示しなければならない。

また、貸手は、リースに関連する重大なサービス義務の性質に関する情報を開示しなければならない。

【リースから生じるキャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性に関する情報】

企業は、リース料の現在価値の算定に当たって使用した、更新オプション、変動リース料、期間オプションのペナルティ、残価保証、及び割引レートに関する重大な仮定及び判断、並びに当該仮定及び判断の変更に関する情報を開示しなければならない。

借手は、リース料支払負債の満期分析を開示し、割引前のキャッシュ・フローについて、今後5年間については毎年の金額を、その後については合計金額を示さなければならない。満期分析は、リースにおいて定められた最小債務（すなわち、変動リース料並びに期間オプションのペナル

ティ及び残価保証による予想支払額を除いたもの）と、財政状態計算書において認識された金額を区別しなければならない。

おわりに

既存のリース会計は、借手にリースをキャピタル・リースかオペレーティング・リースに分類することを要求しているが、特に、オペレーティング・リースにおいて、両ボードの概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たす権利及び義務に関する関連性のある情報が省かれることから、財務諸表の利用者のニーズにできていないと批判されてきた。また、両モデルの境界線が明確な数値規準であったことから、比較可能性は損なわれ、不必要な複雑性がもたらされた。そこで、本公開草案では、リースから生じた資産及び負債を、借手が財政状態計算書において認識することが提案されている。

既存のリース会計の問題点の多くは、借手のオペレーティング・リースの会計処理にあるものの、貸手の会計処理を変更しないことは、借手の会計処理に関する提案と整合せず、また、収益認識に関する両ボードの提案とも整合しない。そこで、本公開草案は、借手の会計処理と貸手の会計処理の双方について扱っている。

両ボードは、現在、更新された覚書き（MoU）における約束に従い、リース・プロジェクトを含む、さまざまなプロジェクトに取り組んでいる。これらのプロジェクトの多くについては、2011年に完了し、会計基準更新書（ASU）又は国際財務報告

基準（IFRS）が公表される予定であることから、両ボードは、これらの基準をどのように導入していくかについて別途コメントを募集する予定である。

[参考文献]

Financial Accounting Standards Board, *Proposed Accounting Standards Update (Exposure Draft) "Leases (Topic 840),"* August 2010.

教材コード	J 0 2 0 6 0 6
研修コード	2 1 0 4 0 1
履修単位	1単位